

鉛製給水管 Q & A

Q、鉛管の使用の歴史について

A、鉛はさびにくく柔らかい材質のため加工しやすいという特性を持つことから、欧米で古くから水道管の材料として使用されてきました。古代ローマ時代にも使われていたようです。日本でもこの特性から宅地内に引き込まれている給水管に使用されてきました。当町の場合、平成2年頃までメーター廻りの前後に2メートル程度の鉛管が使用されていました。

Q、自宅に鉛製給水管が使われているかどうかわかりますか

A、平成2年頃以前に設置されたメーター廻りには鉛製給水管が使用されている可能性があります。本町の場合、メーター廻り前後のみに2メートル程度使用するのが一般的でした。しかし、現在は鉛製給水管の解消工事も進み、経年化した給水装置であっても鉛製給水管が取替え済みの場合も多くあります。お客様の鉛製給水管使用状況については、企業課で保管している図面で調査できます。ただし、経過年数が長くデータが無い場合は明確にお答えできない場合もあります。企業課または水道工事店へお問合せ下さい。

Q、鉛製給水管をとった水道水は安心して飲むことができますか

A、メーター前後に2メートル程度使用されているのみですので、通常使用している状態では問題ありません。平成15年度に余目地区で実施した個別抽出検査の結果でも全て基準値以下でした。ただし、夜間や長期不在時等使用していない時間が長いと滞流水となり、一時的に鉛濃度が高くなることも考えられます。このような時は、バケツ一杯程度の水を飲用以外にお使い下さい。

Q、水道水の鉛の水質基準について

A、平成15年4月1日から国が定める水道水の鉛濃度基準が、「1リットルあたり0.05ミリグラム以下」からWHO(世界保健機構)のガイドライン値と同じ「1リットルあたり0.01ミリグラム以下」に強化されました。それまでの日本の基準は、継続して摂取しても健康に影響を与えないように、安全性を十分考慮して定められていたものです。また、人間が摂取する鉛の80%以上は食物や大気などから摂取しているとも言われています。平成15年度の基準強化は、生涯にわたり継続して摂取しても健康に影響を与えないよう、さらに安全性を高めるために世界基準に合わせたものです。

Q、自宅で鉛製給水管を使っていたらどうしたらよいですか

A、給水装置はおお客様の財産です。水質的に問題は無いとしてもお客様の責任で早めの解消が望まれます。工事費の一部負担制度(上限20,000円)を活用し取替えをお勧めします。その際は、メーター廻りだけでなく全体的な配管の取替えをご検討下さい。同時にガスをお使いのお客様は、ガス管の取替えも合わせてご検討下さい。下水道工事や他の工事と一緒に工事をするとう経費的に安価になる場合があります。

Q、鉛製給水管取替工事にはどのくらいの費用がかかるのでしょうか

A、鉛製給水管が使用されているメーター廻りだけを改修する工事の場合、周辺が土砂であれば概ね**20,000**円程度で工事は済んでいるようです。

給水装置は土中に埋設されているため、あまり気になさっていないかもしれませんが古くなっています。これを機会に全体的に配管の取替えをガス管も含め実施されることをお勧めします。その際の費用については指定工事店に見積もりを依頼してください。

Q、どのようにしたら一部負担を受けられますか

A、鉛製給水管をお使いのお客様で見積等の内容に合意され工事が決まりましたら、企業課に対して工事費一部負担のための申込書を、指定工事店を通して提出していただくだけです。工事完了後、工事店から一部負担金**20,000**円を超えた差額がお客様に請求されます。

Q、町として何か鉛製給水管対策を行なっていますか

A、鉛製給水管早期全廃のため工事費の一部負担を行なっています。ご利用下さい。

配水管の取替えなどにあわせ、給水管を宅地内で連結する際、可能な範囲で鉛製給水管を取り替えています。また、メーター手前の漏水の場合、町で費用負担して修繕していますが、その際に鉛管の漏水であった場合は、メーター以降の鉛管も町の費用負担で撤去しています。